

定 款

2024年8月27日 改正

株式会社ウッドフレンズ

定款 目次

第 1 章 総則	1 頁
第 1 条 商号	1
第 2 条 目的	1
第 3 条 本店の所在地	2
第 4 条 機関	2
第 5 条 公告方法	2
第 2 章 株式	2
第 6 条 発行可能株式総数	2
第 7 条 単元株式数	2
第 8 条 単元未満株式についての権利	3
第 9 条 自己の株式の取得	3
第 10 条 株主名簿管理人	3
第 11 条 株式取扱規程	3
第 3 章 株主総会	3
第 12 条 株主総会の招集	3
第 13 条 定時株主総会の基準日	3
第 14 条 招集権者および議長	3
第 15 条 電子提供措置等	4
第 16 条 決議の方法	4
第 17 条 議決権の代理行使	4
第 18 条 議事録	4
第 4 章 取締役および取締役会	4
第 19 条 員数	4
第 20 条 選任方法	4
第 21 条 任期	5
第 22 条 代表取締役および役付取締役	5
第 23 条 取締役会の招集権者および議長	5
第 24 条 取締役会の招集通知	5
第 25 条 取締役会の決議の方法	6
第 26 条 議事録	6
第 27 条 相談役	6
第 28 条 報酬等	6
第 29 条 取締役の責任免除	6
第 30 条 取締役についての責任限定契約	6

定款 目次

第 5 章	監査等委員会	7 頁
第 31 条	監査等委員会の招集通知	7
第 32 条	監査等委員会の決議の方法	7
第 33 条	議事録	7
第 6 章	会計監査人	7
第 34 条	会計監査人の選任	7
第 35 条	会計監査人の任期	7
第 7 章	計算	7
第 36 条	事業年度	7
第 37 条	剰余金の配当の基準日	8
第 38 条	中間配当	8
第 39 条	配当金の除斥期間	8
附 則		8
	監査役の責任免除に関する経過措置	8
	株主総会資料の電子提供に関する経過措置	8

株式会社ウッドフレンズ 定款

第1章 総則

[商号]

第1条 当会社は、株式会社ウッドフレンズと称し、英文ではWOOD FRIENDS Co., Ltd.と表示する。

[目的]

第2条 第2条当会社は、次の事業を営むこと、および国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することにより当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 国内外における土地、建物の賃貸、仲介および売買
2. 国内外における建築物の企画、設計、施工および販売
3. 建設資材、家具、インテリア商品の製造、販売および輸出入
4. 建設ならびに不動産の管理および運用に関するコンサルタント業務
5. 生活用品の販売および輸出入
6. 広告・販売促進に関わる企画、制作および代理業務
7. 原木その他木材類の調達、製材、加工および売買
8. 森林の施業、立木ならびに林産物の売買および輸出入
9. 不動産投資顧問に関する業務
10. 不動産特定共同事業および不動産証券化に関する業務
11. 第二種金融商品取引業
12. 融資、債務の保証およびその他金融業務
13. クラウドファンディング事業
14. 損害保険代理業
15. ヘルスケア事業
16. 収益不動産の所有、賃貸および運営
17. 飲食店、小売店舗の運営および経営指導
18. 国内外におけるホテル、旅館、その他の観光施設の企画、設計、施工、運営および経営指導
19. 旅行業法に基づく旅行業

20. 各種情報提供サービス、ならびに宿泊施設、観光施設等の予約の代理、媒介または取次業務
21. 健康、スポーツおよび余暇に関するサービスの企画、運営
22. 地方自治法に基づく指定管理者制度による公共施設の運営受託に関する業務
23. 動産、不動産および無形資産の賃貸および管理
24. 建物総合管理
25. 労働者派遣事業
26. 経営、業務に関する指導および助言
27. 経理、人事労務、総務等の事務代行業務
28. システム管理・運用の代行業務
29. 上記各号に付帯する一切の事業

[本店の所在地]

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

[機関]

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

[公告方法]

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

[発行可能株式総数]

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,800,000株とする。

[単元株式数]

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

[単元未満株式についての権利]

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

[自己の株式の取得]

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

[株主名簿管理人]

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

[株式取扱規程]

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

[株主総会の招集]

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

[定時株主総会の基準日]

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

[招集権者および議長]

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

[電子提供措置等]

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

[決議の方法]

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

[議決権の代理行使]

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

[議事録]

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

[員数]

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

[選任方法]

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

[任期]

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

[代表取締役および役付取締役]

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

[取締役会の招集権者および議長]

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときはあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

2. 取締役会の議長には、取締役会においてあらかじめ定めた取締役があたる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらためて定めた他の取締役があたる。

[取締役会の招集通知]

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

[取締役会の決議の方法]

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

[議事録]

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前条2項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

[相談役]

第27条 取締役会の決議により、相談役若干名を定めることができる。

[報酬等]

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

[取締役の責任免除]

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。

[取締役についての責任限定契約]

第30条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法423条第1項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

[監査等委員会の招集通知]

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

[監査等委員会の決議の方法]

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

[議事録]

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第6章 会計監査人

[会計監査人の選任]

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

[会計監査人の任期]

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

[事業年度]

第36条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

[剰余金の配当の基準日]

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

[中間配当]

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

[配当金の除斥期間]

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

[監査役の責任免除に関する経過措置]

第1条 当会社は、第35回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

[株主総会資料の電子提供に関する経過措置]

第2条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。